

## 令和2年度 国民健康保険特別会計の決算状況

令和3年9月議会にて認定されましたので、その状況についてお知らせします。

### 国民健康保険事業の決算

令和2年度の歳入総額は167億7,477万円、歳出総額は164億5,241万円、歳入と歳出の差し引きの収支は3億2,236万円の決算となり、平成27年度以来の累積赤字が解消されました。平成30年度に行いました「適正課税による税収の確保」や「歳出抑制のための医療費適正化」の取り組みによるものと考えます。

今後も引き続き、健全な財政の維持、運営に努めてまいります。

(単位：億円)

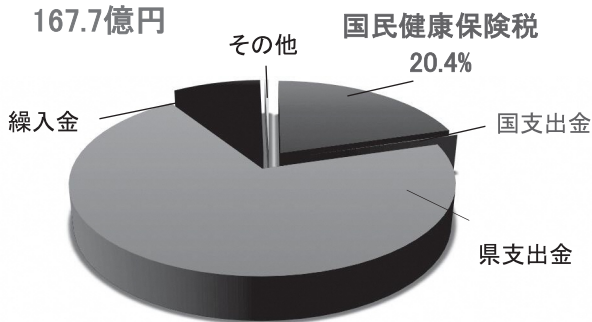
歳入	30年度	令和元年度	令和2年度
国民健康保険税	35.1	34.3	34.2
国支出金	0	0	0.1
県支出金	121.2	121.5	117.8
繰入金	15.4	14.9	14.9
その他	0.3	0.7	0.7
<b>歳入合計</b>	<b>172.0</b>	<b>171.4</b>	<b>167.7</b>

歳出	30年度	令和元年度	令和2年度
総務費	2.1	2.0	1.9
保険給付費	117.8	118.4	115.2
国民健康保険事業費納付金	47.8	45.7	45.6
共同事業拠出金	0	0	0
保健事業費	1.4	1.4	1.1
繰上充用金	4.0	4.3	0.5
その他	3.2	0.2	0.2
<b>歳出合計</b>	<b>176.3</b>	<b>171.9</b>	<b>164.5</b>

歳入—歳出(収支)	▲4.3	▲0.5	3.2
-----------	------	------	-----

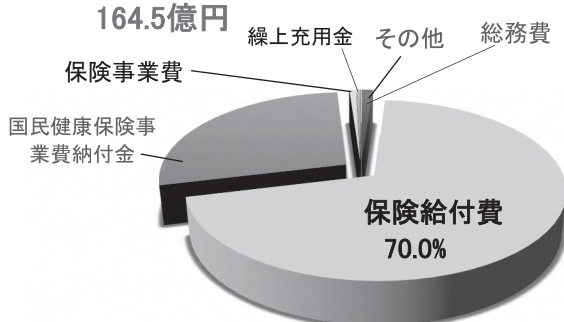
### 歳入

167.7億円



### 歳出

164.5億円



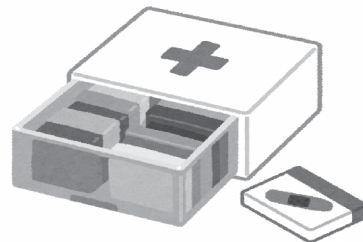
決算状況のグラフのとおり、歳入では自主財源である国民健康保険税の占める割合が20.4%に対し、保険給付費(医療費などに対する給付)は歳出の70.0%を占めています。

市では、さまざまな医療費の適正化事業に取り組んでいますが、市民の皆さんの「健康づくり」へのご理解とご協力が医療費の増大を抑えることに最も効果があります。

だれもが安心して医療を受けられるように、今後ともご協力をお願いします。

### 医療費適正化に向けて ~被保険者の皆さんへお願い~

- 病気の早期発見・早期治療のため、特定健診等を毎年必ず受診しましょう。
- 医師や薬剤師と相談しながら、ジェネリック医薬品で薬代の負担を軽くしましょう。
- 飲み切れなかったお薬(残薬)などがある場合は、医療機関や調剤薬局へご相談ください。別々の病院で同じ薬を貰ったりすると、逆に薬の副作用などで体に悪影響を及ぼす事もあります。



## 国民健康保険高額療養費の自動振込の受付を始めました

高額療養費の払い戻しは、該当月ごとの手続きが必要でしたが、10月からは、窓口にて専用の申請を1回行うと、該当月ごとに自動で口座に振り込むことができるようになりました。

**対象者**：原則として国民健康保険税の滞納のない世帯

**申請方法**：国保ねんきん課、各支所健康福祉地域事務所に設置の申請書を窓口へ提出

**申請時に必要なもの**：  
・保険証 ・世帯主名義の通帳 ・マイナンバーがわかるもの  
・認め印(シャチハタ不可) ・窓口に来られる人の身分証明書

※申請された月より2か月前の病院受診分から支給計算対象となります。  
(12月中に申請にされた場合、10月以降の病院受診分が対象となります。)  
滞納がある人や代理手続きなど、詳しくは問い合わせください。

\*医療給付係(24番窓口) ☎33-4113

## 医療費通知の内容を確認しましょう

国保加入世帯には、年4回(5月、8月、11月、2月)、3ヶ月分の治療等にかかった医療費をお知らせする「医療費通知」をお送りしております。(世帯主に世帯全員分をお知らせしております。)

医療費通知は自分が受けた医療費がいくらになるのかを知っていただき、医療費についての関心と健康管理に対する理解を深めていただくためのお知らせです。

### 医療費控除について

医療費通知は医療費控除の添付書類として使用できますが、11・12月診療分の医療費通知は、翌年5月上旬に発送するため、確定申告に間に合いません。領収書は、捨てずに保管しておいて下さい。

\*医療給付係(24番窓口) ☎33-4113

## マイナンバーカードの健康保険証利用について

令和3年10月20日からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。

医療機関や薬局での受付が、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすだけとなり、大変スムーズになります。他にも以下のメリットがあります。

- 本人が同意すれば、マイナンバーカードの健康保険証対応の医療機関等において、初診でも特定健診や薬剤情報が医師等と共有できる。
- マイナポータル(政府運営のオンラインサービス)で自身の特定検診情報や薬剤情報、医療費情報が閲覧できる。
- マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がより簡単にできる。
- 限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除される。等

マイナンバーカードの健康保険証利用に対応する医療機関・薬局には右のステッカーやポスターが提示されています。また、厚生労働省のホームページでもご確認いただけます。

なお、マイナンバーカードの健康保険証利用には申し込みが必要で、マイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォンやパソコンから、マイナポータルで申し込みができます。

他にも、セブン銀行ATMや医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで申し込み可能ですが、国保ねんきん課窓口にも専用端末を備えていますので、保険証利用の申し込み方法等不明な場合は、国保ねんきん課保険税係までご相談ください。



ステッカー



ポスター

\*保険税係(23番窓口) ☎33-4113